

# 一般社団法人日本工業大学工友会埼玉県支部規約

## 第一章 総 則

第1条 一般社団法人日本工業大学工友会（以下「工友会」という）定款第8章第43条により、埼玉県に支部を置き、一般社団法人日本工業大学工友会埼玉県支部（以下「本支部」という）と称する。

第2条 本支部は支部会員相互の親睦と知識の交換を図り、併せて母校日本工業大学の興隆に寄与するをもって目的とする。

第3条 本支部は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 総会、親睦会等
- (2) 工友会との連絡に必要な事項
- (3) その他必要な事項

## 第二章 会 員

第4条 本支部は、工友会定款第二章第5条に定める会員のうち、埼玉県に在住または勤務する者をもって組織とする。また、他県にあっても希望する者は役員会の承認をもって本支部会員とする。（以下「本会員」という）

## 第三章 会計・会費

第5条 本支部会員は、本支部の運営に必要な支部会費を納入するものとし、額面は別に定める。

第6条 本支部の運営は、支部会費、寄付金、援助金、その他の収入によって支弁する。

第7条 本支部の事業年度は支部総会開催日の翌月1日より1年間とし、支部総会は年に1回開催される。

## 第四章 役 員

第8条 本支部には次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 支部幹事 若干名
- (4) 会計 若干名
- (5) 会計監査 2名

2. 事務局は支部幹事を兼務する。

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 支部長は、本支部を代表し本務を統括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し支部長事故ある時はこれを代行する。
- (3) 支部幹事は、支部会員より支部長が指名するものとし、本支部の運営にあたる。
- (4) 会計は、支部会員より支部長が任命するものとし、本支部の会計に関する事項を担当する。
- (5) 会計監査は、支部会員より支部長が任命するものとし、本支部の会計を監査する。

第10条 支部役員の仕事は2年とし、再任、再選を妨げない。ただし、支部役員の仕事は任期途中であっても役員会の承認をもってそれを行うことができる。

## **第五章 事務局**

第11条 本支部の運営を円滑に実施するため、支部長の指定する場所に事務局を置く。また、事務局員は支部長名で委嘱する。

## **第六章 会議**

第12条 本支部は原則として年1回支部総会を開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2. 支部総会は次の事項を審議する。

- (1) 支部規約の改廃
- (2) 支部長、副支部長の選任
- (3) 事業に関する事項
- (4) 支部会計報告ならびに計画に関する事項
- (5) その他必要な事項

第13条 支部役員会は、役員をもって構成し必要に応じて運営に関する事項を審議する。

## **第七章 分会**

第14条 適宜各地区に分会を設けることができる。

### **付 則**

第15条 本規約は2005年3月6日より施行する。

- (2) 2013年 2月17日 一部改訂
- (3) 2014年 3月 1日 一部改訂
- (4) 2015年 3月14日 一部改訂